

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、迅速な経営の意思決定により、市場の変化に即応できる経営体制を確立するとともに、経営の健全性・透明性を確保するために、業務執行に対する取締役会及び監査役会の監督・監査機能を強化する経営の組織や仕組みを整備することが、コーポレート・ガバナンスの充実のために、極めて重要と考えております。また、社会に貢献する企業としての責任を明確にするために、「働く人の安全衛生の向上に寄与し、社会に貢献する」という当社の信条を、経営戦略の根幹に据えて業務に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は基本原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
エア・ウォーター防災株式会社	734,000	10.19
株式会社千代田テクノル	706,000	9.80
重松開三郎	280,665	3.89
シマツ株式会社	250,000	3.47
理研計器株式会社	246,000	3.41
株式会社みずほ銀行	160,000	2.22
藤倉航装株式会社	133,333	1.85
重松宣雄	110,500	1.53
重松製作所従業員持株会	106,000	1.47
株式会社三菱東京UFJ銀行	100,000	1.38

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	その他製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

支配株主に関する事項については、当社に支配株主が存在しないため、特記すべき事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	12 名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	6 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人から監査計画や監査結果等の説明を受けるとともに、定期的な意見交換や打ち合わせを行って、情報共有を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
服部 治	学者													○
島崎 規子	学者													○
木谷 光宏	学者													○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
服部 治	○	松蔭大学教授 金沢星陵大学名誉教授 当社独立役員に指定しております	経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく公正に会社が社会において果たす役割を認識し、経営者の職務遂行が妥当なものであるかどうかを監督するため。 [独立役員の確保の状況] 服部 治氏は、当社との間に人的関係、資本的関係、又は取引関係その他特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反のおそれがないことから独立役員に指定しております。
島崎 規子	○	城西国際大学大学院教授 当社独立役員に指定しております	経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく公正に会社が社会において果たす役割を認識し、経営者の職務遂行が妥当なものであるかどうかを監督するため。 [独立役員の確保の状況] 島崎 規子氏は、当社との間に人的関係、資本的関係、又は取引関係その他特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反のおそれがないことから独立役員に指定しております。
木谷 光宏	○	明治大学教授 当社独立役員に指定しております	経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく公正に会社が社会において果たす役割を認識し、経営者の職務遂行が妥当なものであるかどうかを監督するため。 [独立役員の確保の状況] 木谷 光宏氏は、当社との間に人的関係、資本的関係、又は取引関係その他特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反のおそれがないことから独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

3 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員は、全員独立役員に指定しております。
 監査役 服部 治氏は、当期開催の取締役会8回のうち7回に出席し、また、当期開催の監査役会12回の全てに出席し、主に大学教授としての専門的な見地からの発言を行っております。
 監査役 島崎 規子氏は、当期開催の取締役会8回のうち7回に出席し、また、当期開催の監査役会12回のうち11回に出席し、主に大学院教授としての専門的な見地からの発言を行っております。
 監査役 木谷 光宏氏は、社外監査役就任後開催の取締役会8回のうち全てに出席し、また監査役会12回のうち全てに出席し、主に大学教授としての専門的な見地からの発言を行っております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

インセンティブ付与に関する施策について、具体的な内容の検討は行っておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況

個別報酬の開示はしていない

平成26年度に支払った報酬額は次のとおりです。

取締役 12名 171,813千円
監査役4名 21,594千円(うち社外監査役 3名 8,811千円)

上記のほか、平成21年6月26日開催の第63期定時株主総会の決議に基づく役員退職慰労金の打ち切り支給額は、以下のとおりであります。

退任取締役1名 5,500千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬額は年額300百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)と第66期定時株主総会で承認されております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取引状況の確認等、業務執行の監督を適正に行えるよう担当する部門があります。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1) 業務執行

当社の組織は、管理本部・営業本部・生産本部・海外事業本部の4本部と、開発設計部・量産設計部・研究部・品質保証部等の4本部に属さない複数の独立した部を組み合わせ、業務運営を行っており、各本部・部の権限と責任は各種の社内規定で明確に定義した上で、相互牽制が有効に働く組織体制を構築しております。当社の業務は、取締役社長の監督の下で、各本部・部の権限と責任に基づいて、執行されております。

2) 監督・監査

当社は、取締役会及び監査役会により、業務の執行及び監査を行っております。

当社の取締役会は、取締役12名で構成しており、定例取締役会を年7回開催しております。

取締役会は、全社経営機能を担う機関として、当社の経営戦略、業務戦略等の重要な意思決定や、各本部・部の業務執行上の重要事項の決定を行うとともに、その業務執行に対する監督を行っております。

また、必要に応じて、臨時取締役会を開催する等、迅速な経営の意思決定を行うことができる体制を整えております。

さらに、常勤取締役11名で構成する常勤取締役会を原則月1回開催しており、各本部・部の業務執行上の主要な事項について、タイムリーな審議・意思決定を行うとともに、取締役会に諮る必要のある重要事項は取締役会に上程しております。

当社は、監査役制度を採用しており、監査役会は、監査役4名(うち、社外監査役3名)で構成されております。

各監査役は、監査役会で決定された監査方針に基づき、監査に関する重要な事項等の報告・協議・決定を行うほか、取締役会等に出席して、必要に応じて意見を述べるとともに、取締役の職務執行を監査しております。

また、業務、財産の調査等をおして、会計監査人と定期的に連携を取って、会計監査の相当性の確保を図っております。

さらに、監査役の監査機能充実を図るために、コンプライアンス室との連携を取ることができる体制の整備に注力しております。

当社は、会計監査人として竹岡公認会計士事務所 公認会計士 竹岡 均氏及び公認会計士 齊藤 卓氏と監査契約を締結しております。

業務を執行する会計士は、竹岡 均、齊藤 卓両氏であり、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名であります。

以上のほかに、必要に応じて顧問弁護士から、法務面での専門的アドバイスを受けることで、経営管理及び業務執行の両面で、社外からの管理機能の充実を図っております。

3) 指名、報酬決定等の機能

取締役候補者の選任及び再任につきましては、取締役としての適正性に問題はない旨を取締役会で確認の上、株主総会の承認を得ております。

監査役候補者の選任及び再任につきましては、監査役会の同意を得た後、取締役会で確認の上、株主総会の承認を得ております。

また、取締役及び監査役の報酬につきましては、株主総会の決議により、取締役全員及び監査役全員の報酬総額の最高限度額を決定しております。各取締役の報酬額は、取締役会の授権を受けた代表取締役が当社の定める一定の基準に基づき決定し、各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定しております。

また、当社は平成21年6月26日開催の第63期定時株主総会終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止いたしました。これに伴い、在任中の取締役9名及び監査役3名に対しては、それぞれが取締役及び監査役を退任する時に、それぞれの就任時から第63期定時株主総会終結の時までの在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当の範囲内で退職慰労金を贈呈することとしております。その具体的な金額は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議により決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、取締役会が迅速・的確な意思決定と業務執行を行うとともに、社外監査役3名(内、独立役員3名)と常勤監査役1名で構成する監査役会が、独立・公正な立場から、取締役会の意思決定・業務執行を監視する経営体制を整備しております。

当社では社外取締役を選任しておりませんが、現時点では、有能な社外取締役候補者を選定することが困難で、適任者が見つからないというのが実情であります。このような状況を踏まえ、当社としては、適任者が見つからない状況下で、形式的に社外取締役の選任を急ぐよりも、当面は現経営体制において監査役会の監査機能をより一層強化・充実させることで取締役会の監督機能強化を図ることの方が、当社の業績伸展ひいては企業価値の向上を図るうえで望ましいと考えております。以上のことから、現時点では、当社は社外取締役を置くことは相当でない判断しております。

なお、当社としては、引き続き有能な社外取締役候補者の選定に注力していくとともに、企業価値の向上を図るうえで最も望ましい経営体制の在り方について検討を進めてまいります。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	ホームページ上に財務情報のほか、新着情報、決算短信、決算説明資料（決算概要、次期の業績予想など）を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理本部総務部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	企業活動、及びサービスが環境に与える影響を的確に捉え、技術的・経済的に可能な範囲で環境目的・環境目標を定めて、ISO 14001 規格に準拠した環境管理システムを構築しております。また、内部環境監査を定期的の実施し、環境管理システムの運用状況を把握しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人は、法令、定款及び各種社内規定を遵守することを徹底するとともに、コンプライアンス規定、行動規範等に基づき、社会的責任及び企業倫理を尊重して行動し、反社会的勢力や団体とは一切関係を持たず、毅然とした態度で対応する。また、内部通報規定に基づき、コンプライアンス違反行為の早期発見及び早期是正を図る。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、各種社内規定に基づき、適切・確実に、かつ検索及び閲覧が可能な状態で定められた期間、保存・管理する。

3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理に関する社内規定の整備に努めるとともに、ISO マネジメントシステムを継続的かつ効率的に運用することで、品質及び環境に対するリスクの極小化を図る。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、取締役会及び常勤取締役で構成する常勤取締役会において、策定された経営戦略・業務戦略等に基づき、各取締役が担当する業務の効率的かつ適正な執行を監督する体制の整備を行う。

5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立に関する事項

監査役が補助使用人を必要とする場合には、監査役の要請により、監査役を補助する使用人を配置する。

また、当該使用人が監査役を補助する場合は、監査役以外の指揮命令を受けない。

6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役に下記の事項について報告する。

a) 経営状況及び各事業本部・部の業務執行に係る重要な事項

b) 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項

7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、コンプライアンス室の監査結果や会計監査人の監査結果を定期的に受けるとともに、必要に応じて、顧問弁護士等の社外の専門家の意見を求めることができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社では、「コンプライアンス行動規範」において、反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方を、次のように定めております（該当部分を抜粋）。

『1. 法令や社内規定の厳格な遵守

私たちは、法令や社内規定を厳格に遵守し、社会規範にもとることなく誠実に行動します。

6. 反社会的勢力への対応

私たちは、暴力団、総会屋などの反社会的勢力や団体に対しては、毅然とした態度で対応し、断固として排除します。』

2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社の反社会的勢力の排除に向けた整備状況は、総務部を対応統括部署として、平素より所轄の警察署及び顧問弁護士との連絡を密にとり、緊急時の社内外の協力体制を整備しております。また、社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟し、反社会的勢力の動静に関する情報の収集に努めております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

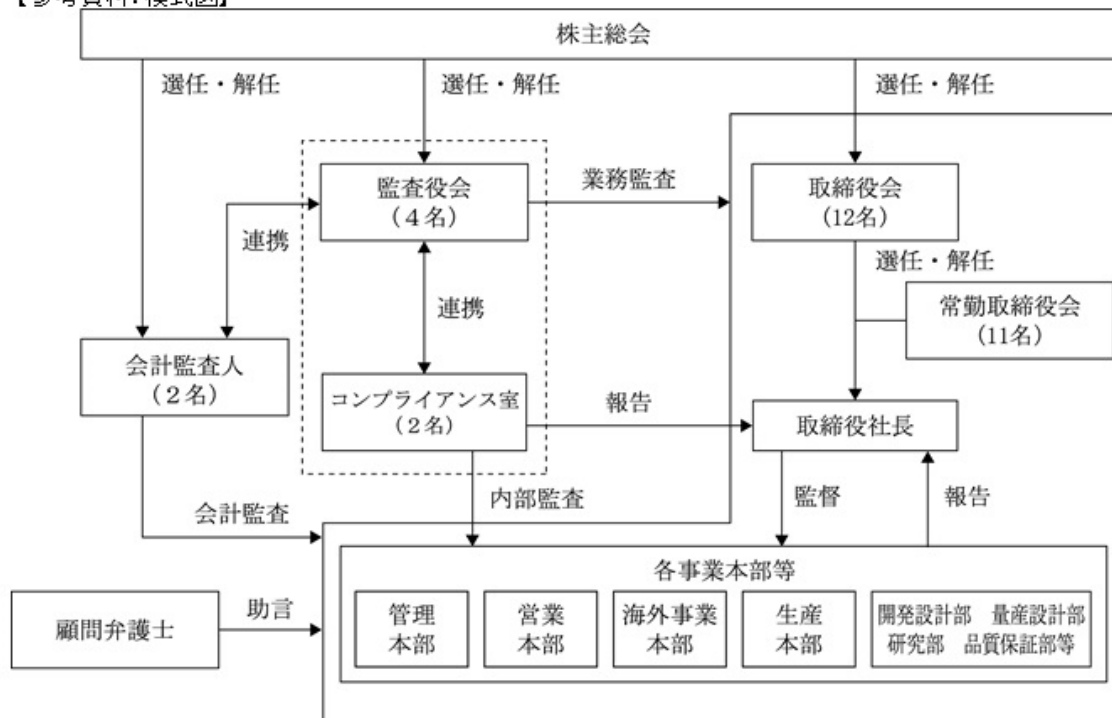
該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コンプライアンス違反行為の早期発見及び早期是正を図るための社内運用体制を整備しております。

【参考資料：模式図】



【適時開示体制の概要】

